

(令和3年9月1日以降)

○2号・3号認定児童利用者負担額表【認定こども園（保育）・保育園】

(単位：円)

階層区分	各月初日の施設等利用児童の属する世帯の階層区分	利用者負担額（月額） （4月1日時点）	
		満3歳未満	満3歳以上
第1	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0
第2	第1階層を除き市町村民税非課税世帯	0	0
第3	所得割課税額が48,600円未満である世帯	0	0
第4	第1階層を除き市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の所得割課税額の区分が次の区分に該当する世帯	0	0
第5	所得割課税額が97,000円以上169,000円未満である世帯	32,000 (31,500)	0
第6	所得割課税額が169,000円以上301,000円未満である世帯	39,000 (38,400)	0
第7	所得割課税額が301,000円以上である世帯	51,000 (50,200)	0

(備考)

- 1 法第20条第3項に規定する保育必要量が少ない者として保育短時間認定に区分された児童が施設等を利用する場合の利用者負担額は、本表及において（ ）内の額とします。
- 2 階層区分が、第2階層、第3階層及び第4階層で所得割課税額が77,101円未満に該当する世帯の内、生計を一にする保護者に監護される者、以前監護されており成年に達した者及び保護者又はその配偶者の直系卑属にあたる者を年長者から数え、2人目以降の児童の利用者負担額を無料とする。
- 3 所得割課税額を算定する場合には、支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。)の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割課税額を算定するものとする。

【令和3年9月分から第3・4階層の利用者負担額が0円になりました】

遊佐町では、山形県が「子育てするなら山形県」の実現に向けて実施する“保育料無償化に向けた段階的負担軽減交付金”を活用し、利用者負担額が無償化されていなかった階層の一部（第3・4階層）について無償化することとしました。

無償化の適用は、令和3年9月分からとなります。